保護者のみなさま

すみだ福祉保健センター み つ ば ち 園

緊急事態宣言発令に伴うみつばち園の事業について

日頃からみつばち園の事業にご理解・ご協力いただきありがとうございます。 政府から、7月12日から8月22日までの間、東京都に「新型コロナウイルス 対応の特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発令されました。

みつばち園では、緊急事態宣言期間中においても、感染防止対策を徹底し、原 則として通常通り事業を行ってまいります。

利用者の皆様におかれましては、宣言を踏まえた感染防止対策について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1 集団療育・個別療育(医療相談を含む。)

通常通り、療育を行います。

集団療育については、午前グループの食事提供も継続します。食事提供を希望 されない場合は、前日までにご連絡をお願いします。

- ※発熱(微熱含む)・鼻水・咳等の風邪症状がある場合、体調が不良の場合は、来所をご遠慮ください。利用を迷われる場合は、電話でご相談下さい。
- ※同行する保護者の方は、1名となるようご協力ください。

夏休み期間となりますが、ごきょうだいを同行することはご遠慮くださいますよう、重ねておねがいします。

※医療相談に限り、ご両親での来所を希望される場合は対応いたします。あらかじめ、ご 連絡ください。

※療育の前後に、お子さんやご家族の方が新型コロナウイルス感染症に罹患された場合、濃厚接触者の指定を受けた場合、PCR 検査を受けた場合は必ずお知らせください。

2 保育所等訪問支援

受け入れ先の保育園等の状況を確認しながら実施します。

そのため、状況によっては訪問支援を中止する場合があります。その際は、保 護者の方にお知らせします。

3 緊急事態官言期間中の情報提供について

期間中の情報提供については、本通知のほか、墨田区社会福祉事業団みつばち 園ホームページに、随時、情報を掲載しますのでご確認ください。

問い合わせ先 みつばち園課長 篠田(電話 03-5608-3715)